



Title	復帰準備（対内）（政府調査団派遣等） - 防衛庁、防衛施設庁 - (3)(調査団派遣要領 外務省外交史料館レファレンス番号 : H220838)
Author(s)	-
Citation	平成22年度外交記録公開(2)No.3 公開日 : 平成22年11月26日 外務省外交史料館管理番号 : B'5.1.0.J/U24 CD・DVD番号 : H22-006
Issue Date	
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/43393
Rights	外務省外交史料館所蔵資料

調查團派遣要領

計画実施と事実の差を認めず(何等の
取組をなすか)(ii) 中央政府の意向を

各国民政府の意向を何等の形式で了解し
ておく。それ(iii) 交渉による協定の結果

に基づき、外交交渉による協定の合意を
得る。この方式に利権あり。

4. 各省の企画については、その内容は、多岐多岐
に別れ、その処理も、一律に論ずることは

できない。特に(1) 行政機構の変更の際の処理
に影響を及ぼす問題(例として、国有財産の調査)

等々の処理は、~~真意の配慮を要する(例として、
邦交回復の経緯計画) などの如く、各国民政府~~

~~との間の協議による真意の配慮を要
する問題の如き、原則的に上記3~~

の方式に利権ありと認めず(何等の
取組をなすか)。

本信 日米琉球調査委員会
 アメリカ局長
 参事
 72111
 北米第一課長

政府関係沖縄調査団派遣計画
 について米側の調整

44. 6. 18. 米北-佐藤

1. 6月18日在京米國大使館にC-書記官は、
 他用を以て来訪の際、佐藤に對し、最近

日本政府各省より、各々の在京米國大使館
 担当者(經濟者は、米大經濟班に防衛庁は

不十分の調査官に等しい)に對し、沖縄に
 調査団を派遣するたぬ便宜供与を依頼

して来たこと、現に、最近も、大蔵省より、
 要望が来たこと(他にも、~~防衛~~

商工會議所等、民間団体も要望も多し(由。)
 何か、これを一本化する方法は、今、検討

中である。

これに對し、佐藤より、政府の沖縄調査は、

本件、23日の総務府との打合せの際、説明した通り、総務府は、佐藤の依頼に、
 協力を示した。

GA 6

外務省

建前上、総務府から一括し、当方より在京米國大
 使館に通報することについては、~~11日~~ 11日 旨説明の

上、最近、本上、沖縄向の往來が、~~11日~~ (C-書記官
 たちにより、米側と直接関係のある事務のための
 出張等)

調査に關しては、総務府も一々、当方に通報して
 行くことについてはあるも、防衛庁、大蔵省等の

調査は、直接、内閣に送達するものと自覚する
 もあり、この調査に關して、在京米大に直接
 関係する

申し入れたる場合には、一応、外務省に送付する
 旨を述べた。(先方了解)

2. 他、當方より、最近、防衛庁、防衛施設庁
 より、沖縄基地を巡るに、この要望がある旨を、

この旨に關して、米側、とくに、現地、軍、米民政府
 の感觸を伺うたこと、~~11日~~ 書記官は、送達交渉

GA 6

外務省

3

1. 自連入った話のその下で基礎を
 視察し、7月-7月と南の程度を扱った。

内通をうと送る旨述べるとともに、事前に
 日程等につき、在米米日大使館と密接の
 内通を協定(北米側)に
 3. 密接の一般に、政府の沖繩調査(北米側)
 (北米側)に
 米側とinvolve する(北米側)に、一応、密接の
 在米米日大使館に通報し、その同意を得た上、
 日本政府事情と通して、米日政府と日程
 を打合せるとして如何と述べたこと、
 書記官もその出来事について最も望みし
 形での旨述べた。

本信 日米琉諮問委員会 アメリカ大使
 要 7月12日 参事官
 検 北米第一課長

公信第 79 号
 昭和 44 年 9 月 27 日

外務大臣
 愛知 揆 一 殿

日米琉諮問委員会日本国政府代表

高瀬 侍 郎

本土政府関係者の沖繩来訪状況について

要処理
 首席事務官
 南()
 渉外調査
 漁業
 航空
 科学協力
 連絡調整
 調査
 カナ
 局庶務

沖繩問題の現状を反映して、視察、調査、技術援助等の目的
 で本土政府関係者の当地来訪が最近著しく増加しているところ
 であるが、このほど、昭和43年4月1日から本年8月31日
 までの来訪者につき、各省庁部局別に、職名又は来訪目的によ
 り整理した資料を別添のとおり作成したので何等御参考までに
 御送付申し上げます。

なお、来沖の頻度態容等に於て各省庁間に差異の存するもの
 あることが本表により認識されるが、復帰の事前事後に於ける
 沖繩と各省庁の間の処理を要する問題多数存するものと思料さ



日 本 政 府

るるにつき、担当官の沖縄出張については之を組織的合目的
にする必要ありと存ぜられるので可然々（例えば次官会議等に
於て）各省庁の注意を喚起さるる等御措置方御取計有り度い。

本信写送付先 総理府総務長官

付 属 添 付